1.年金制度: 引退後の収入源である公的年金には老齢年金と障害遺族年金がある。老齢年金に関しては強制加入の公的年金と企業が主体となった企業年金と個人で積立てる個人年金がある。

年金制度の持つ機能としては老後の保障と公的年金においては所得の再配分がある。

年金制度は、当初積立て方式ではじめられた。保険料は年金給付に見合ったものに設定された社会保険方式で実施され、拠出も給付も報酬比例が原則であった。インフレにより積立金の実質価値が下がり、給付に必要な保険料を引き上げなければならなかったが、勤労者の負担能力に会った低い保険料に定められた。その後保険料を段階的に引き上げ「段階保険料方式」がとられた。この方式は賦課方式の要素を持った財政方式であった。1961年国民年金が導入され「国民皆年金制度」が成立した。国民年金は定額拠出定額給付が原則である。1973年には物価や賃金の上昇に応じて年金額の改定を行う「物価スライド賃金再評価」の仕組みが導入された。1985年には国民年金の救済目的で全国民共通の「基礎年金」が拡大・編成替えされ、導入された。これは現役世代の保険料で引退世代の年金給付を賄う賦課方式に移行したものである。この年金制度の構造は、一階部分の基礎年金、二階部分として厚生年金や共済年金などの報酬比例的な付加年金、三階部分には個人年金によりなっている。職業や職種により制度が異なっており保険料や年金給付額も差が生じている。

2.年金制度の問題点:国民皆年金制度が導入されて以来半世紀以上経たが、その間日本国内の経済・社会環境は少子・高齢化、低成長、雇用の多様化等により大きく変化している。 年金制度も見直され、改正されてきたが、以下のような様々な問題が生じている。

①若い世代の間では、少子・高齢化が進み拠出と給付のバランスが崩れ、年金制度がこのままでは破綻するのではないかという不安が高まっている。②国民年金の未加入、未納者が3割近くあり、保険料を納めていない現状である。一方、給料から天引きされ真面目に納めているサラリーマンが未納の分をカバーしている。厚生年金では、不況のため未加入の事業所が増加している。厚生年金が適用されない非正規労働者が増大し、年金の空洞化が進んでいる。③現行の賦課方式では保険料の負担に対し給付額の倍率が世代間によって不公平になっている。先の世代から後世代になるほど、7.6倍、2倍、1倍と変化し、30歳代以降の世代には払い損になり年金制度の目的とはかけ離れてしまう。④年金の財源に関して、年金債務が1999年度末で450兆円となっている。これは機構が給付に必要な保険料を徴収してこなかったこと、給付改善に要する費用を後世代の負担にしたこと、必要な拠出をしていない人にも一定水準の給付をしたことなどが要因である。⑤サラリーマンの専業主婦にみられる保険料免除の優遇措置は負担の公平さから問題になっている。⑥職業

により負担と給付の方式が異なり国民皆保険として公平な制度になっていない。⑦現行の 企業年金は確定給付型であるが運用実績や賃金の伸び悩みにより収支が変化し、解散や給 付の引き下げなど大きな問題になっている。

3.年金改革について:少子・高齢化により現行の賦課方式では人口構成の影響により現役世代の負担が増大していく。世代間の不公平をなくし持続可能な年金制度にしていくことが課題である。

年金改革の一つが、消費税を基礎年金や医療・介護の財源に充てることである。年金債務が増大し、それを解消するためには待ったなしの状況である。本年 4 月には目的税として消費税を 3 %アップしたが本来 10%以上のアップをしないと解決しない問題である。保険料収入は今後期待できない社会環境であり、負担の公平性からも期待できる。年金支給資格の要件にならず空洞化が解消する。ただし財源を消費税にした場合にも問題が生ずる。それは①税負担が低所得者には重くなるという逆進性がある。これに対しては軽減税率で生活必需品には低い税率にする措置が考えられる。②消費者が支払った消費税が国庫に納付されずに事業者に残る問題。これに対しては、インボイスの交付を義務つける措置が考えられる。③老後の生活の安全網としての基礎年金と生活保護基準の格差の問題をなくする必要がある。

その他年金改革には積立て方式への転換や給付建てから拠出建てへの転換、所得比例年金制度などの改革案があるが、改革には将来持続可能な方法で国民が納得することが必要である。 (B)